平成２６年（フ）第４３９号
東京都渋谷区恵比寿１丁目４番１号　恵比寿アーバンハウス310
破産者　勝信輝こと　カーディラ　フランシス　ノブキ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
川崎市川崎区京町１丁目17番13号　ＫＯＲＣハイム103
破産者　武田富士子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
川崎市麻生区片平４丁目11番19号　グレースハイム２―201、前住所川崎市高津区末長１丁目43番33―102号　ルネス・デルフィー
破産者　寺内　　建
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
川崎市高津区蟹ケ谷62番地１　バルミー日吉704
破産者　小松　礼子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
福井市高木中央２丁目2905番地
破産者　美容室ユー　こと　重尾　裕子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福井市江尻ケ丘町121番地、旧住所福井県鯖江市本町２丁目１番12号　玄米屋たいぞう内
破産者　玄米屋たいぞうこと　南部　修一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福井県坂井市春江町江留上昭和８番地９
破産者　小林美知子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
福井県吉田郡永平寺町松岡葵２丁目45番地
破産者　前田　徳之
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目８番５号
破産者　浅井　良通
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
大阪府泉大津市旭町８番12―202号、前住所大阪府岸和田市八幡町９番54号
破産者　清水　英信
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
大阪府和泉市いぶき野３丁目１番３―402号
破産者　澤田　亮一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
大阪府岸和田市上松町358番地の91
破産者　ゴルフファクトリーこと　平田　昌幸
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
大阪府貝塚市麻生中1111番地２滝住宅１階６号、前住所大阪府貝塚市半田１番地115
破産者　岩下　　努
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
大阪府泉大津市池園町９番19号、前住所大阪府和泉市のぞみ野１丁目27番２号
破産者　天慶建設こと　松永　浩一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目３番３号
破産者　田端　一晃
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1407号、従前の住所神戸市垂水区千鳥が丘２丁目５番47号
破産者　中原　広文
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1407号、従前の住所神戸市垂水区千鳥が丘２丁目５番47号
破産者　中原千香子（旧姓深井）
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
兵庫県姫路市別所町佐土新332番地４
破産者　高谷　伸郎
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３号
松江市浜乃木７丁目９番33号　107号
破産者　福井　幸子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部